

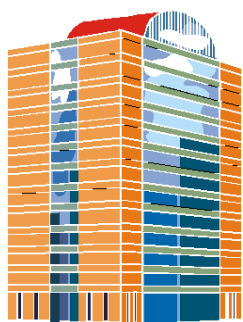
専門家派遣事業のご案内

各分野の専門家が、問題解決をサポートします！

県西部市町に事業所を有する
創業者・中小企業者



浜松地域
イノベーション推進機構



経営・技術・知財
専門家



（公財）浜松地域イノベーション推進機構では、創業に関わる問題、経営体質の改善や新たな取り組みによる経営革新等に関する課題を抱えている中小企業の方々に、アドバイスするため専門家を派遣します。まずはお気軽にご相談ください。

主催



公益財団法人
浜松地域イノベーション推進機構
Hamamatsu Agency for Innovation

共催

浜松市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・森町

各分野の専門家が会社の問題解決をサポートします！

【事業の概要】

(公財) 浜松地域イノベーション推進機構 (以下「機構」という) では、創業や経営革新・新商品開発、あるいはサービスの向上などを目指す個人や中小企業者の抱える様々な問題に対して民間の専門家を派遣し、問題解決を支援する「専門家派遣事業」を行っています。

機構には、民間企業や有資格者 (中小企業診断士、情報処理技術者、技術士、公認会計士、税理士等) 及び大学等での実務経験豊富な専門家が多数登録されており、解決したい課題に合った専門家をお選びいただけます。なお、登録専門家のリストは、機構のホームページでご覧いただけます。 ※未登録の専門家をご希望の場合は、別途ご相談ください。

【申し込み資格】

創業者 (静岡県西部 8 市町に開業)、静岡県西部 8 市町に住所又は主たる事業所を有する中小企業者が対象です。中小企業とは以下の通り。

- ① 中小企業支基本法第 2 条に規定する中小企業者
- ② 下記の資本金、従業員数のいずれかが下回る会社および個人等

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・建設業・運輸業等	従業員 300 人または資本金 3 億円以下
卸売業	従業員 100 人または資本金 1 億円以下
小売業	従業員 50 人または資本金 5,000 万円以下
サービス業	従業員 100 人または資本金 5,000 万円以下

※静岡県西部 8 市町 (浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町)

【派遣の内容】

- (1) 派遣回数：一企業一案件のみで、最大 5 回まで派遣可
- (2) 派遣期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日
- (3) 助言時間：1 回 (日) あたり 3 時間程度を目安 ※専門家の移動時間は除く
- (4) 派遣費用：専門家派遣にかかる経費 (謝金 30,000 円/1 回あたり) の 1/2 を自己負担していただきます。
※1 回の派遣につき 15,000 円負担 ※自己負担金は、派遣が全て終了した後に請求いたします。
- (5) 募集期間：随時受付となります。ただし、予算上限に達した段階で募集を終了いたします。

【申し込み方法】

電話等で事前にご連絡いただき、「専門家派遣申請書 (様式第 1 号)」「暴力団排除に関する誓約書 (様式第 2 号)」「納税証明書 (法人市民税・町民税等) の写し」「市民税 (町民税)・県民税の『特別徴収義務者指定通知書』写し」等を機構までお持ちいただくか、郵送にてお送りください。

※申請様式は機構のホームページからダウンロード可能です。

ご相談内容を確認・審査し、専門家派遣の可否を決定します。申請内容が妥当でない場合は、派遣の対象とならない場合もございますので、ご了承ください。

【申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 事業推進部 マーケティンググループ

浜松市中区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所会館 8 階

TEL : 053-489-8111 FAX : 053-450-2100 E-mail : hanro@hai.or.jp

●受付時間：9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

【専門家登録】

専門家の登録に関する詳細は、機構 HP をご覧ください。 URL : <https://www.hai.or.jp/>